

学校いじめ防止基本方針

守谷市立御所ヶ丘中学校

1 いじめ防止に関する基本的な方針

いじめが、「どの子どもにも起こりうる」というのは、どのような生徒でも被害者になり得るし、また加害者にもなり得ることである。また、「いじめは人間として絶対に許されない行為」という意識を生徒に徹底させなければならない。すべての生徒が、安全・安心な学校生活を通して、教師が生徒との普段からの関わりを大切にし、信頼関係を築きながら、より適切な判断・行動ができる実践力（規範意識）を育てたい。そして、学校の内外を問わず、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に保護者や関係機関と共に組織的に取り組む。いじめが疑われる場合は、その再発防止に努める。

2 いじめ防止に向き合う教師の姿

- (1) 生徒の心の居場所を確保し、生徒同士の絆づくりを支援する教師
- (2) 生徒の変化を敏感に感じ取り、早期発見・早期対応に努める教師
- (3) 常に生徒の身になって考えようとする教師
- (4) 生徒の「自己有用感」を高める努力を心がける教師
- (5) 人権を尊重した言葉遣いに心がける教師
- (6) いじめに係わる情報が寄せられたときは、他の業務に優先して対応する教師
- (7) いじめの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことができる教師
- (8) いじめられていても、本人がそれを否定する場合は多々あることを踏まえて、表面的・形式的に判断することなく、複数の教師・生徒の目で様子をきめ細かく観察するなどして確認することができる教師
- (9) 発達障害の特性を理解し、その生徒と周囲の生徒への十分な配慮や支援のできる教師

3 いじめ防止対策の基本事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの未然防止に向けた取組

- ・「いじめはどの学校・どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、学校集会、学年集会、学級活動、道徳等をとおして、いじめを「しない」「させない」「見過ごさない」生徒の育成に努める。
- ・授業や行事の中で、一人一人が認められ、どの生徒も落ち着ける支持的な場所づくりに努める。(支持的風土のある学級経営)
- ・ボランティア活動、体験活動等の充実を図り、豊かな情操や道徳心を養い、互いに心が通い合える人間関係形成能力を高める。
- ・「あいさつ運動」等、生徒自身が自主的に取り組めるよう、生徒会活動を支援する。

- ・いじめ防止に関する理解を深めるため、日頃から人権尊重啓発活動を推進し、人権作文・人権標語等を募集する。

② いじめの早期発見の措置

- ・いじめ調査の定期的な実施
学校生活アンケート調査
保護者対象の学校生活アンケート調査
- ・いじめ相談体制の整備
生徒及び保護者のいじめに関わる相談（スクールカウンセラーの活用）
- ・いじめ防止等のための研修の充実
いじめ防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施する。いじめ防止等に関する対応について心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、教職員のカウンセリング能力の向上を図る。また、教育委員会や市総合教育支援センターと連携し、教職員研修の充実を図る。

③ 情報モラル教育の充実

- ・インターネットを通じて行われるいじめ行為の防止を図るため、生徒及び保護者に、インターネットの利便性や危険性の理解に必要な啓発活動を実施する。情報モラル教室として警察官等による講話等を実施する。
- ・各教科、道徳で計画的に情報モラル教育を実施する。

④ 学校外の相談窓口の周知

- ・生徒保護者等がいじめ問題について相談できる「茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター」等の周知に努め、いじめの早期発見、早期解決を図る。

⑤ 生徒の主体的な取組の活性化

- ・いじめストップ絆づくりプロジェクト推進モデル学区として「あいさつ運動」「きらめきフォーラム（いじめ防止集会）」「いじめ防止マニュアル」等を通して、いじめを起こさない学校づくりに向けた生徒主体の活動を展開する。

(2) いじめ防止等に関する措置

- ・いじめ防止対策に向けた組織「いじめ問題対策委員会」の設置
いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年主任，教育相談担当，特別支援教育コーディネーター，必要に応じて養護教諭，スクールカウンセラー等

その他校長の判断により，人権，心理，児童福祉，社会福祉，少年犯罪，発達障害等に関する専門的知識を有する者を参加させることができる。

<活 動>

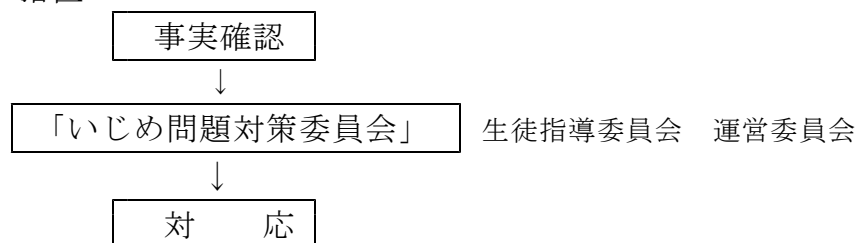
- ・いじめ防止に関する体制整備及び取組に関すること。
- ・いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査，教育相談等）
- ・いじめ事案（被害者・加害者・観衆・傍観者）に対する対応に関すること。
- ・関係諸機関及び専門的知識を有する者等との連携に関すること。

- ・その他いじめ防止に関わること。

<開 催>

月 1 回のいじめ問題対策委員会を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。(生徒指導委員会は毎週実施)

(3) いじめ発生時の措置



- 対応 1 いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導やその保護者への助言を継続的に行う。
- 対応 2 いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために必要があると認められた場合には、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う措置を講ずる。
- 対応 3 いじめた生徒に対しては、行為の善悪をしっかりと理解させ、深い反省や謝罪の気持ちをもたせる。
- 対応 4 いじめに関わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 対応 5 犯罪行為として取り扱われる内容のいじめについては、教育委員会及び所轄の警察署等と連携し、適切に対処する。
- 対応 6 いじめ解消には、対応指導後、概ね 3 ヶ月が必要であることを再認識し、いじめを受けた生徒のカウンセリングや経過観察を継続する。

(4) 重大事態発生時の対処

生徒が自殺を図ったり、精神性の疾患を発生したりするなど、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間 30 日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、守谷市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処するため、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の他、第三者からなる組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して学校として説明責任があることを十分自覚し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を十分踏まえる。

H 2 9 . 3 国のガイドライン改定に伴う見直し・・・・・・・・・・平成 2 9 年 8 月 3 1 日

〈いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（2017. 3）〉（平成 2 9 年 9 月 1 日より施行）